

こどもの利用できる主な福祉サービス

どんなものがあるのかな？

相談支援事業

福祉サービスの利用に関する相談や、こどもの心身の状況や置かれている環境、利用に関する本人・家族の意向などを踏まえて、利用する福祉サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画の作成などを行う。



児童発達支援事業

発達に困り感があり療育が必要な子どもが、日常生活における基本的な動作や知識を身につけたり、遊びや課題を通じて社会性を身につける訓練等を行う。 *対象…未就学児



放課後等デイサービス事業

放課後や夏休み等の長期休暇中に、遊びや課題を通じて生活能力向上のための訓練を行い児童の自立を促すと共に、放課後等の居場所づくりを行う。 *対象…小学1年生～高校3年生(6歳～18歳)



保育所等訪問支援事業

保育園や幼稚園などに通う支援の必要なこどもが集団生活で適応できるようにその施設等を訪問し、そのこどもへの適切な支援の指導や助言などを行う。



児童入所支援・短期入所事業

障害のあるこどもが入所し、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う。また、保護者が病気になったり、急な用事でこどもを見ることが出来ない場合などに、短期間入所施設でのショートステイを行う。



居宅介護・行動援護

ヘルパーが訪問し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や通院時の介助などを行います。また、行動援護は常時介護の必要な知的障がい等のある方が行動する時に生じる危険を回避するために外出時等の支援を行う。

